

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

会 計 局

目 次

ページ

一般業務委託の入札における最低制限価格率の見直しについて ..... 1

# 一般業務委託の入札における最低制限価格率の見直しについて

## 1 現状

- 県では、入札制度「かながわ方式」において、適正な業務の品質を確保することを目的として、庁舎等建物清掃など8業種※のうち、労働者が常時配置されている業務や、人件費が大半を占める業務に最低制限価格制度を導入している。

※ 庁舎等建物清掃、警備・受付、建物設備保守管理、総合建物管理、消防施設保守管理、電気通信設備保守管理、エレベーター保守管理、汚水処理施設等保守管理

- 平成21年度に、最低賃金を確保しながら材料費等の業務実施に必要な不可欠な経費を積み上げて最低制限価格率を算定し、予定価格の80%として庁舎等建物清掃に適用した。その後、平成23年度には警備・受付等、平成27年度には電気通信設備保守管理等に適用した。

## 2 見直しの背景

### (1) 最低賃金及び設計労務単価の上昇

業務委託料を積算する際の設計労務単価や、最低制限価格の算定に用いる最低賃金は年々上昇しており、県で毎年実施している賃金実態調査においても、賃金単価の平均が上昇していることを確認している。

	最低賃金	労務単価（清掃員C・東京地区）
平成21年（導入時）	789円/時	7,300円/日
令和元年	1,011円/時	11,400円/日

### (2) 「建築保全業務積算要領」の改正

県が業務を委託する際に積算の参考資料としている、国の「建築保全業務積算要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）において、平成30年度に業務管理費、一般管理費の率が改正された。

清掃業務	直接物品費率	業務管理費率	一般管理費率
改正前	4～6%	6～10%	20～25%
改正後	4～6%	13～17%	14～19%

### (3) 工事及び工事系委託業務の最低制限価格率引き上げ

公共工事では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が令和元年6月に改正されたこと等を受けて、県においても県内中小建設業者等の一層の経営の安定化を図り、担い手の育成・確保等につなげるため、令和2年4月に工事及び工事系委託業務の最低制限価格率が引き上げられた。

### 3 今回の見直しの視点

- 最低制限価格率については、これまでどおり業務の品質を確保することを目的として、業務実施に必要な不可欠な経費を積み上げて算定する。
- 直接人件費については、最低賃金ではなく県が実施している賃金実態調査の業種別平均賃金（県契約において実際に支払われている賃金）等を踏まえて算定する。
- その他の経費については、改正後の「建築保全業務積算要領」等により算定する。

最低制限価格：業務の品質を確保するために必要な経費

- ・直接人件費（県が実施している賃金実態調査の業種別平均賃金等を踏まえて算定）
- ・直接物品費（建築保全業務積算要領等に基づき算定（全額））
- ・業務管理費（建築保全業務積算要領等に基づき算定（全額））
- ・一般管理費（建築保全業務積算要領等に基づく積算額のうち、現場従事者の法定福利費や租税公課と業務の実施に不可欠な経費を算定）

### 4 見直し内容

庁舎等建物清掃など8業種について、上記の考え方により再算定した結果を踏まえ、最低制限価格率を現行の80%から83%に引き上げる。

### 5 適用時期

令和3年度予算執行に係る契約準備行為に適用させるため、令和3年1月入札公告分（令和2年度予算執行分を除く）から適用する。